

防災都市づくり推進計画の基本方針の改定案

～「燃えない」「倒れない」震災に強い安全・安心な都市の実現を目指して～

2020（令和2）年3月

東京都

目次

■ 基本方針 ■

序章

(1) 計画改定の背景	1
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の構成	2
(4) 対象区域	3
(5) 計画期間	3
(6) 改定の主な考え方	3
ア 整備地域の更なる改善	3
イ 整備地域以外の市街地における安全性の確保	4
ウ 「倒れない」都市づくり	4
エ 地域特性を生かした魅力的な街並みの住宅市街地への再生	4

第1章 防災都市づくりの目標と考え方 1-1

1 東京都における防災上の課題 1-1	1-1
(1) 防災面から見た東京の現状 1-1	1-1
(2) 木造住宅密集地域等を取り巻く現状 1-10	1-10
(3) これまでの取組の成果と課題 1-11	1-11
2 防災都市づくりの目標像 1-15	1-15
3 防災都市づくりの基本的な考え方 1-17	1-17
(1) 延焼遮断帯の形成及び緊急輸送道路の機能確保 1-17	1-17
(2) 安全で良質な市街地の形成 1-17	1-17
(3) 避難場所等の確保 1-18	1-18

第2章 防災都市づくりに関する地域等の指定等 2-1

1 延焼遮断帯の設定 2-1	2-1
(1) 延焼遮断帯の設定 2-1	2-1
(2) 延焼遮断帯の機能 2-1	2-1
2 各地域の抽出・指定 2-4	2-4
(1) ゾーニングの考え方 2-4	2-4
(2) 木造住宅密集地域の抽出 2-5	2-5
(3) 整備地域の指定 2-7	2-7
(4) 重点整備地域の指定 2-11	2-11
(5) 農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域の抽出 2-14	2-14
3 避難場所等の指定 2-16	2-16

第3章 防災都市づくりの整備方針 3-1

1 延焼遮断帯の整備の方針 3-1	3-1
-------------------	-----

(1) 延焼遮断帯の整備目標	3-1
(2) 延焼遮断帯の整備方針	3-1
2 緊急輸送道路の機能確保の方針	3-5
(1) 緊急輸送道路の機能確保の方針	3-5
3 市街地の整備の方針	3-6
(1) 市街地の整備目標	3-7
(2) 市街地の整備方針	3-7
ア 整備地域の整備方針	3-7
(ア) 規制誘導策の活用	3-7
(イ) 地区計画制度の活用	3-8
(ウ) 無接道敷地における建替えの促進	3-8
(エ) 市街地開発事業の活用による改善	3-8
(オ) 民間の活力を生かした整備促進	3-9
(カ) 防災生活道路の整備	3-9
(キ) 地域の特性を生かした安全かつ魅力的な街並みの住宅市街地への再生	3-12
(ク) 横断的な施策連携による取組の展開	3-14
(ケ) 都民等が安心してまちづくりに取り組める環境の整備	3-15
イ 重点整備地域の整備方針	3-17
(ア) 住民の建替えを促進するための支援	3-17
(イ) 区が積極的に事業を進めるための支援	3-17
ウ 整備地域から除外された地域への対応方針	3-18
(ア) 地区内残留地区と重複している地域	3-18
(イ) 防災性が確保された町丁目	3-18
エ 木造住宅密集地域等への対応方針	3-18
(ア) 木造住宅密集地域	3-18
(イ) 農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域	3-18
4 避難場所等の確保及び指定の方針	3-20
(1) 避難場所等の確保及び指定の目標	3-20
(2) 避難場所等の確保及び指定の方針	3-21
【目標一覧】	3-23
第4章 計画の推進体制	4-1
1 都と区市町との役割分担と連携	4-1
(1) 都の役割	4-1
(2) 区市町の役割	4-1
(3) 会議体等	4-1
2 学識経験者、関係機関、民間事業者、NPOとの連携・協働	4-1
3 地域住民との連携・協働	4-2
4 国への提案	4-2

第5章以降 整備プログラム

※令和2年度末に整備プログラムを見直し、防災都市づくり推進計画を改定予定